

## 札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会設置要項

(令和 2 年 5 月 21 日 教育長決裁)

## (目的)

第 1 条 夜間中学は多種多様な生徒の入学が想定されることから、生徒の対象となりうる方々を支援している有識者や学識経験者などから、札幌市が設置する公立夜間中学で配慮すべき事項について意見を聴取するため、「札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

## (組織等)

第 2 条 検討委員会は、8 名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、有識者その他学校関係者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 2 年 9 月 30 日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選とする。

2 委員長は、検討委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

## (謝礼)

第 6 条 委員に対して、検討委員会 1 回の出席（オンラインによるリモート会議含む）につき謝礼として 12,500 円を支給する。ただし、札幌市職員は無報酬とする。

## (事務局)

第 7 条 検討委員会の事務局は、札幌市教育委員会学校教育部教育推進課に置き、学校教育部長を事務局長とする。

## (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、学校教育部長が決定する。

## 附 則

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。